

全日本柔道連盟公認指導者資格における「復活申請」および「猶予申請」について（平成 28 年度から運用）

石川県柔道連盟
指導普及委員会

従来の公認指導者資格制度に加え「復活申請」および「猶予申請」の運用が始まりましたので、下記のとおりご案内いたします。該当する方は早めの手続きをお願いいたします。

1) 復活申請について（全日本柔道連盟公認指導者資格登録規程より一部抜粋）

（登録の抹消）

第 5 条 指導者資格の認定を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録が抹消され資格が取り消される。

- （1）指導者資格が停止または喪失したとき
- （2）指導者資格の有効期間内に、更新に必要な手続きを行わなかったとき
- （3）本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき

（「指導者資格登録」の復活申請）

第 6 条 指導者資格認定を受けた者のうち、第 5 条（2）および（3）により資格を失効した者については、所定の手続きを行うことにより、指導者資格登録の復活を認める。

登録要件は以下のとおり。

- （1）（2）以外の第 5 条（2）による申請の場合は、審査料は徴収しないが、申請を行う前に必ず都道府県の定める更新講習会を受講すること。
- （2）平成 25 年度の制度開始当時における、第 5 条（3）による申請の場合は、期限を平成 29 年 1 月末日までとし、別途審査料として ¥5,000 を徴収する。

⇒「復活申請書（様式 1）」を提出（手続き方法に関しては、公認指導者資格「復活申請」の手続方法（p.2）、
図 1 および図 2（p.3）を参照）

2) 猶予申請について（全日本柔道連盟公認指導者資格登録規程より一部抜粋）

（「指導者資格登録」の猶予申請）

第 7 条 やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことができない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことにより、猶予措置を認める。

猶予の要件は以下のとおり。

- （1）指導者資格認定後、1 回のみ猶予申請を行うことができる。
- （2）猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する 4 月 1 日から 4 年間とする。
- （3）猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県で定められた更新講習会を受講すること。

ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイント加算はできない。

⇒「登録猶予申請書（様式 4）」を提出（手続き方法に関しては、公認指導者資格「登録猶予申請」の手続き方法（申請者用, p.4）および図 3（p.5）を参照

3) 書類郵送先・FAX 送信先

〒920-1180 金沢市太陽が丘 1-1 北陸大学内 川端健司 宛 FAX : 076-229-1348

ご不明な点がございましたら、川端（k-kawaba@hokuriku-u.ac.jp）までお問い合わせください。

申請者用

公認柔道指導者資格「復活申請」の手続方法

1. お手続き方法は下記の通りです。

◆登録不備にて失効となっている方

- ①資格「復活申請書」(様式1)をご登録されている都道府県柔道連盟(協会)へ郵送またはFAXにてお送り下さい。
- ②復活審査料として¥5,000をお支払い下さい。
支払い方法は、ご登録されている都道府県柔道連盟(協会)の指示にしたがってお支払い下さい。
ただし過去の未登録年度を埋めることはできません。
*平成27年度で遡及登録(過去に遡っての登録)は終了しました。
- ③必要書類の内容を確認後、審査・判定を行います。
- ④判定結果が出ましたら、ご登録されている都道府県柔道連盟(協会)を通してご連絡いたします。

◆更新講習会未受講にて失効となっている方

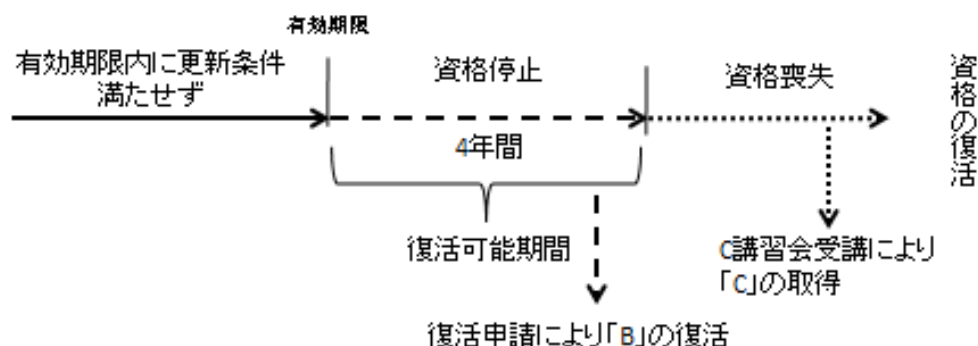
- ①都道府県の定める更新講習会を受講して下さい。
- ②受講後、資格「復活申請書」(様式1)および「受講を証明する書類の写し」を同封の上ご登録されている都道府県柔道連盟へ郵送もしくはFAXにてご提出下さい。
- ③必要書類の内容を確認後、審査・判定を行います。
- ④判定結果が出ましたら、ご登録されている都道府県柔道連盟(協会)を通してご連絡いたします。

2. ご注意ください

- ・「指導者資格登録」を有効にするためには、当該年度の全柔連会員登録が必須で毎年継続して指導者資格登録を行っている事が条件となります。
- ・過去に「復活申請」を行った方は、復活を認められません。
(ABC準指導員を通して、1人1回のみ申請できます)
- ・登録不備による「復活申請」の期限は、平成29年1月末まで。それ以降の申請は受け付けません。(全日本柔道連盟 公認指導者資格登録規程 第6条(2)による)
- ・必要書類の提出から判定までは、お時間がかかることをあらかじめご了承ください。

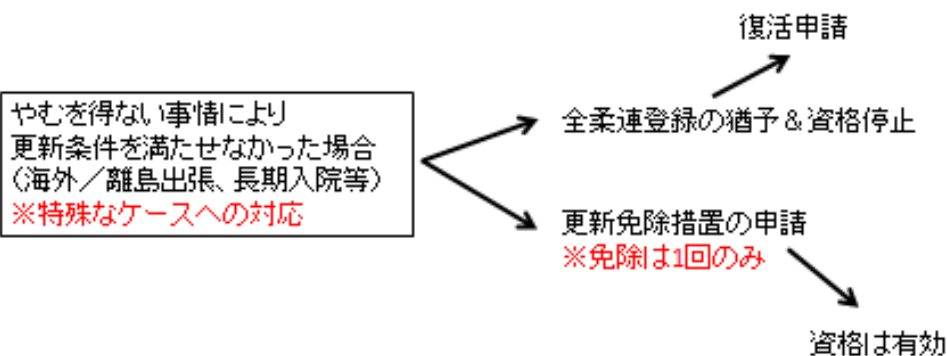
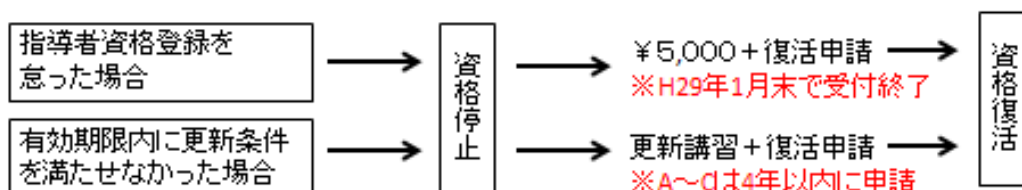
図1 更新条件を満たさないまま有効期限を迎えた場合の資格停止、喪失の流れ

例: B指導員の場合



- B,C指導員の停止や復活は各都道府県で手続きを行う。
- 資格停止期間は最長で各資格の有効期限と同じとする。その後は喪失となる。
- 処分による資格停止や喪失の手続きは別に定める。

図2 指導者資格の更新／登録がなく資格停止になる場合の対応



申請者用

公認柔道指導者資格「登録猶予申請」の手続方法

1. お手続き方法は下記の通りです。

◆登録猶予申請について

1. 登録猶予申請書(様式4)を、ご登録されている都道府県柔道連盟(協会)へ郵送またはFAXにてお送り下さい。

◆猶予を解除し、指導者登録の復活を行う場合(復活申請が必要)

1. 申請前に「更新講習会」の受講が必要となります。
2. 以下の資料をご登録されている都道府県柔道連盟(協会)へ郵送またはFAXにてお送り下さい。

必要書類 ①資格「復活申請書」(様式1)

②更新講習会の受講を証明する書類(写し)

2. ご注意ください

- ・ 資格認定年度と同じ年度内に申請すること。
- ・ 手続きを行わないと、登録更新時(登録有効期限は1年間)に指導者資格が失効しますのでご注意ください。
- ・ 登録猶予期間は、最大4年間です。
- ・ C指導員認定後、1回のみ申請が可能です。
- ・ 登録猶予期間中は、指導者資格登録以外のいずれかの登録を必ず行うこと。

以上

図3 「指導者資格登録」猶予の流れ

